

◎保安林の皆伐面積の限度

森林法施行令（昭和26年政令第276号）第4条の2第3項の規定により、令和5年度第4次において許可する保安林の皆伐面積の限度を次のとおり定める。

令和5年12月1日

高知県知事 濱田 省司

1 水源かん養保安林及び土砂流出防備保安林

（単位 ヘクタール）

同一の単位	皆伐面積の限度を定める 森林又はその集団の所在地	水源かん養 保安林	土砂流出 防備保安林
1 室戸地区	室戸市 東洋町	40.02	458.45
2 奈半利川	奈半利町 田野町 安田町 北川村 馬路村	665.45	212.52
3 安芸川	安芸市 芸西村	258.78	210.02
4 夜須川	香南市	4.06	2.48
5 物部川	高知市・南国市・香美市の一部	787.64	110.84
6 吉野川上流	南国市・香美市の一部 本山町 大豊町 土佐町 大川村	1,270.04	67.60
7 鏡川	高知市の一部	155.81	9.08
8 本川地区	いの町の一部	535.03	21.56
9 仁淀川	高知市・いの町の一部 土佐市 仁淀川町 佐川町 越知町 日高村	592.56	134.00
10 新荘川	中土佐町・津野町の一部 須崎市	114.22	87.22
11 四万十川上流	中土佐町・津野町・四万十町の一部 檜原町	1,201.59	183.98
12 伊与喜川	黒潮町の一部	40.02	48.22
13 四万十川	宿毛市・四万十町・三原村の一部 四万十市	1,163.71	335.82
14 大方地区	黒潮町の一部	68.32	79.26
15 松田川	宿毛市の一部	104.50	190.64
16 下ノ加江川	土佐清水市・三原村の一部	35.99	45.21
17 土佐清水地区	土佐清水市の一部 大月町	175.84	152.82
計		7,213.58	2,349.72

## 2 干害防備保安林及び保健保安林

(単位 ヘクタール)

同一の単位	皆伐面積の限度を定める 森林又はその集団の所在地	干害防備 保安林	保 健 保安林
1 安芸林業事務所管内	室戸市 安芸市 東洋町 奈半利町 田野町 安田町 北川村 馬路村 芸西村	6.44	46.80
2 中央東林業事務所管内	高知市 南国市 香南市 香美市	0.00	3.38
3 中央東林業事務所 嶺北林業振興 事務所管内	本山町 大豊町 土佐町 大川村	8.66	29.02
4 中央西林業事務所管内	土佐市 いの町 仁淀川町 佐川町 越知町 日高村	1.10	21.66
5 須崎林業事務所管内	須崎市 中土佐町 禰原町 津野町 四万十町	10.68	3.88
6 幡多林業事務所管内	四万十市 宿毛市 土佐清水市 黒潮町 大月町 三原村	6.78	0.00
計		33.66	104.74